

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 3 条に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 21 日

大和郡山市長 上田 清

1. 契約担当部局

〒639-1124

奈良県大和郡山市馬司町331番地56

大和郡山市 昭和地区公民館

電話 0743-56-0015

FAX 0743-59-2250

E-Mail syouwaS@city.yamatokoriyama.lg.jp

2. 入札に付する事項

- (1) 入札件名 大和郡山市清掃業務包括契約（その2）
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年5月1日から令和10年4月30日まで（36ヶ月間）
- (4) 委託場所
 - ・大和郡山市筒井町600番地4 大和郡山市南部公民館
 - ・大和郡山市小泉町105番地1 大和郡山市片桐地区公民館（片桐支所含む）
 - ・大和郡山市馬司町331番地56 大和郡山市昭和地区公民館（昭和支所含む）
 - ・大和郡山市横田町261番地1 大和郡山市治道地区公民館（治道支所含む）
 - ・大和郡山市若槻町4番地4 大和郡山市平和地区公民館（平和支所含む）
 - ・大和郡山市矢田町4547番地 大和郡山市矢田コミュニティ会館（矢田支所含む）
- (5) 入札方法 入札書記載額は、委託期間（36ヶ月）内における委託料総額（消費税相当額は含まない）を36月で除した額（1ヶ月分の委託料）を記載すること。入札額に110/100を乗じた額をもって契約額とします。（1円未満の端数が出る場合は切り捨て）
- (6) 予定価格 落札決定後に公表

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1号または第8号に定める登録（奈良県知事）がされていること。
- (2) プライバシーマーク付与認定又は ISO/IEC27001 及び JISQ27001 認証のいずれかを取得している者。
- (3) 奈良県内に本店、支店または営業所のある法人であること。

- (4) 大和郡山市の令和7年度の物品購入・委託業務等業者登録（指名競争入札参加資格者名簿）に登録がなされている者であること。
 - (5) 大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録の入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
 - (6) 官公需適格組合等にあつては、その会員及び構成員が当該入札案件について入札参加し、資格確認を受けていないこと。
 - (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (9) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
 - (10) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。
 - ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
 - ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。
- (11) 次に掲げる業務について、下記①の対象期間、②の対象施設に対して、元請けとしての履行実績として下記③の実績を複数件有していること。
- ・建物清掃業務（日常・定期清掃業務含む）
- ①対象期間 令和2年2月1日から令和7年2月28日までの期間
 - ②対象施設 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物（奈良県内の官公庁物件に限る）とする。
 - ③実績
 - ・下記ア～ウのすべてを満たして実績1件とみなす。
 - ア. 対象期間中に連続24ヶ月以上の履行実績がある。
 - イ. 同期間内に4施設以上を同時に履行している。（一括契約、個別契約は問わない。）
 - ウ. 延べ床面積合計5,500㎡以上の履行している。

- ・前項の実績には建物日常清掃業務を有料貸館施設の4施設以上を一括契約した履行実績を1件以上有すること。
- ・いずれも奈良県内に所在地がある本社・支社・営業所等が再委託ではなく直接委託を受けて締結した契約実績であること。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ。なお入札説明書等は令和7年3月21日に大和郡山市公式HP（下記アドレス）に掲載。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/somuka/nyusatsu_keiyaku/1/16022.html

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年3月28日（金） 17時00分必着
- (2) 提出場所 1に同じ

6. 開札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時及び場所 令和7年4月10日（木） 10時30分

奈良県大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市役所 3階 307会議室

- (2) 入札書の提出方法（以下の方法のいずれか）

- ・入札書を封筒に入れ、書留郵便で令和7年4月9日（水）17時00分まで必着とする。
- ・入札書を封筒に入れ、契約担当部局に令和7年4月9日（水）17時00分までに直接持込で手渡しにて提出し、受領書を受け取ること。

- (3) 郵送で提出する場合の提出方法は、書留郵便に限る。

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において、3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

- (1) 入札保証金

大和郡山市契約規則第4条に規定する入札保証金を支払わなければならない。ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合はこれを免除とする。

（入札保証金免除規定）大和郡山市契約規則（抄）第6条第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

(1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)令第 167 条の 5 に規定する資格を有する者で、過去 2 年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

大和郡山市契約規則第 2 1 条に規定する契約保証金を支払わなければならない。ただし、大和郡山市契約規則第 2 2 条に該当する者はこれを免除する。

(契約保証金免除規定) 大和郡山市契約規則 (抄) 第 22 条 前条第 1 項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

(1)契約の相手方が保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(省略)

(3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(省略)

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 支払い条件 入札仕様書によるものとする。

(6) この契約は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とする。

9. 委託料の変更

受託者は、最低賃金に一定以上の変動が見られた場合に限り、委託者に対して委託料の変更を申し出ることができる。この場合は委託者が取り決めた「複数年にわたる委託契約へのスライド条項 (賃金水準の変動を反映した契約金額の変更) の適用について」をもとに双方協議するものとする。